

平成31年度保険料について

1 第1期財政健全化計画に基づく、保険料の基礎賦課額の所得割保険料率の改定

区 分	改正前	改正後
基礎賦課額 (医療分) 所得割	7.9%	8.2%

*平成30年7月24日 第1回国保運営協議会で確認済み

*県から示された平成31年度標準保険料率は、10.04%

2 国民健康保険法施行令の一部改正による改正

(1) 賦課限度額

区 分	改正前	改正後
基礎賦課分 (医療分)	580,000円	610,000円

*今後、政令の改正に伴う賦課限度額に合わせることは
平成30年1月31日国保運営協議会答申書に記載

*後期高齢者支援金分、介護納付金分については改正なし

(2) 軽減判定所得

区分	改正前	改正後
7割軽減	基準額33万円	改正なし
5割軽減	基準額33万円 + <u>27.5万円</u> ×被保険者数	基準額33万円 + <u>28万円</u> ×被保険者数
2割軽減	基準額33万円 + <u>50万円</u> × 被保険者数	基準額33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数